

戸田公園 現況調書

1 公園の設置目的

戸田公園は、昭和12年から昭和15年にかけて建設された、国内最大規模の人工静水コースを備えた漕艇場を中心とした、東西約2,500m、南北約300mの公園である。

東京オリンピック漕艇競技会場に決定されたことを受けて、隣接する荒川河川敷を含めて、昭和37年に公園として都市計画決定され、漕艇場の拡幅と周辺施設の整備が行われた。

オリンピック終了後、県営公園として開設され、平成16年には「彩の国まごころ国体」のボート競技会場として使用されました。

この公園は、広大な水面を活用し、ボート競技の会場や練習場として利用されるとともに、水と緑の拠点として県民に憩いと潤いの空間を提供している。

2 公園の概要

- (1) 位置 戸田市戸田公園地内
- (2) 開設年月日 昭和39年12月1日
- (3) 公園面積 35.2ha
- (4) 公園利用者(人)

	有料施設利用者数
R5年度	49,980
R6年度	57,010

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	植栽、花壇（ボランティア管理）4箇所		○
	コース北岸法面、北岸園地、コース南岸法面、上流園地、中央園地、高台広場、高規格堤防（スーパー堤防）、管理棟、下流園地、東広場、西広場		○
2 [休養施設]	観覧席 建築面積439.6㎡ 延床面積439.6㎡		○
	ベンチ 23箇所		○
3 [遊戯施設]	健康遊具3基 ツイストボード、平均台、背伸ばしベンチ		○
4 [運動施設]	漕艇場 2,400m×90m（12.5m×6コース）水深2.5m	○	
5 [便益施設]	駐車場 4箇所（103台、思いやり駐車場 4台）		○
	便所 4箇所 （鉄筋コンクリート造 25.88㎡） （鉄筋コンクリート造 34.30㎡） （鉄筋コンクリート造 37.70㎡） （鉄筋コンクリート造 35.56㎡）		○
6 [管理施設]	管理棟 鉄筋コンクリート造 建築面積587.9㎡ 延床面積1,055㎡	○	
	第一艇庫 鉄筋コンクリート造 建築面積570.3㎡ 延床面積1,142.18㎡	○	
	第二艇庫 鉄骨造 建築面積713.9㎡ 延床面積887.58㎡	○	

	電気管理棟 鉄筋コンクリート造 建築面積26.24㎡ 延床面積26.24㎡		○
	車庫 プレハブ 建築面積32.49㎡ 延床面積32.49㎡		○
	物置 軽量鉄骨造 建築面積14.58㎡ 延床面積14.58㎡		○
	水門2基 鋼製ローラーゲート 電動ラック式		○
	門扉4基 鉄製引き戸門扉3基、門柱・格子1基		○
	外柵 漕艇場周囲フェンス、基礎コンクリート		○
	人止柵 園地周囲フェンス		○
	台船 ラワン材製1、桧板製1		○
	照明 トンネル照明 78基 道路照明 5基 歩道照明 9基 漕艇場照明灯 9基 園内照明 86基		○
7 [防災施設]	耐震性貯水槽 100m ³ ×2基 40m ³ ×1基		○
	井戸 井戸管理棟1基、非常防災用井戸1基、圧力タンク1基 塩素注入器1基、制御盤1基、給水ポンプ1基、給水栓1基		○
	浄水装置 ろ水機1基		○

井戸用発電機 非常用電源 1 基		○
防災用発電機 非常用電源棟 1 基、非常用電源 1 基、配電盤 1 基 燃料タンク 1 基		○
避難施設 戸田公園管理棟、第一艇庫の一部		○
防災用照明 夜間照明 2 基(駐車場横、高台広場)		○

(6) 主な建物（建築物）

- ・戸田公園 建物一覧表参照（別紙 1）

3 施設供用日、供用時間等 ※令和 6 年度実績

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
管理事務所	4 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	午前 8 時 3 0 分から 午後 5 時 1 5 分まで	毎週月曜日 ※月曜日が祝日の 場合は翌日 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで
漕艇場	4 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	午前 8 時 3 0 分から 午後 5 時まで	1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで
管理棟 会議室	4 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	午前 6 時 3 0 分から 午後 8 時 3 0 分まで	1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで
第一艇庫 集会室	4 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	午前 6 時 3 0 分から 午後 8 時 3 0 分まで 合宿所として利用す る場合は、午後 1 時か	1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで

		ら翌日午前10時まで	
第二艇庫 集会室	4月1日から 3月31日まで	午前6時30分から 午後8時30分まで	12月29日から 1月3日まで
駐車場	4月1日から 3月31日まで	(4月～9月) 午前8時30分から 午後7時 (10月～3月) 午前8時30分から 午後5時30分 (管理棟前駐車場・通 年) 午前8時30分から 午後7時	

4 職員体制

(1) 職員配置

常勤職員を2名、非常勤職員を4名、臨時職員を2名配置している。

(2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月	火～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常 勤	1～2	0	1～2	8：30～17：15	月曜日は休所日 で、警備会社に業 務委託している。
	非常勤	1～4	0	1～4	8：30～17：15	
	臨 時	1～2	0	1～2	8：30～17：15	
	計	3～8	0	3～8	8：30～17：15	
朝 夜 帯	常 勤				～	早朝・夜間は警備 会社に業務委託し ている。
	非常勤				～	
	臨 時				～	
	計				～	

5 管理実態

(1) 園地図

- ・戸田公園 園地図参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・戸田公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・戸田公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・戸田公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気(契約種別)	
従量電灯C(20KVA)2	従量電灯C(10KVA)
低圧電力(21KW)	低圧電力(7KW)
従量電灯B(40A)	低圧電力(3KW)
従量電灯B(15A)	従量電灯C(35KVA)
低圧電力(12KW)	従量電灯B(30A)
低圧電力(8KW)	公衆街路灯B(5KVA)
公衆街路灯B(24KVA)	定額電灯7口
○電話	3回線(fax含む)
○上下水道	(上水契約口径・引込数)
	戸田市 25mm、40mm、50mm、50mm、75mm 引込数：5口
○ガス	(用途)管理棟・第一艇庫(都市ガス)
○灯油	(用途)第二艇庫シャワー

(5) 遊具点検

[主な遊具]

健康遊具(3基)

[点検]

外注分：安全点検(目視・計測)年1回

直営分：安全点検(目視・触診)毎日

(6) 運動施設管理(建築物を伴うものを除く)

- ・漕艇場

2, 400m×90m(12.5m×6コース) 水深2.5m

※水位等の維持管理

(7) 修繕リスト

- ・戸田公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(8) 有料施設の利用状況

- ・戸田公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

(9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・戸田公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(10) 貸与可能備品

- ・戸田公園 備品台帳参照（別紙9）

(11) 利用料金一覧

- ・戸田公園 利用料金一覧参照（別紙10）

(12) 公園施設長寿命化計画

- ・県では、公園施設の効果的・効率的な維持管理と維持管理費用の縮減・平準化を行うため、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新等を行っている。
- ・令和6年3月時点の計画では以下の公園施設について計画を策定しているが、劣化状況や使用頻度、予算状況などにより対策内容や時期は変動する。

令和8年度 健康遊具：補修、物置・防災拠点操作室・県第一艇庫棟：更新

令和9年度 取水口水門・スタンド屋根：更新

令和11年度 曲尺手水門・便所・便所（身障者用）・変電施設（非常用電源棟）・管理事務所棟：更新

(13) 県営公園利用者アンケート結果

- ・戸田公園 県営公園利用者アンケート集計結果（別紙11）

※令和7年5月21日（水）～6月20日（金）webアンケートにより実施

※県HPや県公式SNS（LINE等）での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

6 特記事項

- 当初、戸田漕艇場は国が設置し、管理運営を旧文部省と日本ボート協会の前身である日本漕艇協会が協議の上行っていた。その後、漕艇場の一部を活用して公営競技の競艇が始められた。

昭和39年の東京オリンピックでのボート競技会場として改修・競技開催された後に、漕艇場の管理権が旧文部省から埼玉県に移管された。

- 上記経緯があることから、戸田漕艇場は「アマチュアボート専用競技場」との位置づけであるが、当面はアマチュア優先の原則のもと、ボートレース企業団との共同使用をしている。
- 漕艇場ボートコースの利用者は、大会等の競技レース開催時のみ漕艇場使用料(利用料金)を払うことになっているが、それ以外は自由練習(無料)としている。なお、自由練習は、漕艇場の開園時間や休園日に関係なく、早朝から夜間まで行われている。
- ボートレース(モーターボート競走法に基づくモーターボート競技)開催時漕艇場ボートコースの一部をボートレース場として仕切って、競技を開催している。ボートレース開催についての水面使用料は、指定管理者が徴収する利用料金となっておらず、県が使用料を徴収している。
- 漕艇場の水位調整を水門の開閉により行っている。漕艇場の水位によっては、漕艇競技及びボートレース事業に、多大な影響を及ぼすために細心の注意を要する必要がある。
- 漕艇場の管理上の水位調整のほかに、大雨により笹目川が増水し取入水門の越流堤を越水することが予想される場合、漕艇場からの氾濫を防ぐため、埼玉県さいたま県土整備事務所の指示に基づき水門を操作して笹目川・菖蒲川へ予備放流を行い、漕艇場の水位を下げしておく業務を行っている。
令和5年度実績 予備放流2回
令和6年度実績 予備放流1回
- 荒川堤防沿いの幹線園路は、一般公道化しているが、道路法上の施設との兼用工作物(戸田市市道)ではない。
- 戸田市景観条例に基づき、戸田ボートコース周辺区域が景観づくり推進地区に指定されている。
- 戸田市地域防災計画において、避難所として管理事務所と第一艇庫が、また避難場所として高台広場が指定されており、戸田市の防災倉庫及び埼玉県の防災施設(発電機、井戸、照明等)が設置されている。
- 第二艇庫救護室は埼玉県ボート協会に行為許可の上、貸している。また、カヌー艇庫は埼玉県カヌー協会が管理許可している。カヌー艇庫の鍵の貸出については、カヌー協会に協力する形で指定管理者が行っている。
- 第一艇庫の合宿施設は、簡易宿泊所として県南部保健所から旅館業許可を受けている。
- 公園西側の一級河川笹目川左岸と一級河川荒川左岸の合流箇所には国土交通省は高規格堤防(スーパー堤防)を築造した。
県は高規格堤防の上を公園区域の広場として、平成27年4月に0.3haを新たに開設した。
- 漕艇場の水質浄化について、平成18年度から埼玉県ボート協会によるイケチョウガイを使用した水質浄化活動が行われている。平成22年度には戸田市を中心とした戸田ボートコース浄化実行委員会が設立された。その活動は継続的に実施されており、現在8,000枚を超えるイケチョウガイが投入されている。

- 平成29年度から漕艇場内に大量の水草が発生し、ボート競技に支障を来たしていたため、ボート競技団体等とも連携し、水草の除去を行った。また、平成31年度から戸田公園水草対策協議会を漕艇場利用者や地元戸田市、ボートレース関係者らと設置し、対策を検討している。なお、令和3年度以降、水草は大量発生していない。

また、水草対策費用としてR7年度は79,641千円（税込）を指定管理料に上乗せしているが、この金額は水草対策事業に充てた費用を除いて精算対象としている。（R7年度は全額精算）

- 令和6年3月に戸田市により、ボートコースを活かしたまちづくりを実施するため「ボートのまちづくりコンソーシアム」が設置された。指定管理者も参画し、まちづくりに協力している。
- 令和7年度は、第2艇庫の外部塗装の塗り替え工事を予定している。
- 県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

戸田公園 建物一覧表

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
観覧席	昭和44年2月10日	昭和54年3月26日	鉄骨造	1	439.60	439.60
発艇事務所	不明		木造	2	86.38	164.89
管理棟	平成16年3月26日		鉄筋コンクリート造	2	587.90	1,055.00
第一艇庫	昭和50年2月28日	平成2年7月4日	鉄筋コンクリート造	地下1 地上2	570.30	1,142.18
井戸管理棟	平成9年3月26日		鉄筋コンクリート造	1	25.00	25.00
物置	昭和39年3月25日		軽量鉄骨造	1	14.58	14.58
事務所車庫	昭和42年8月29日		プレハブ	1	32.49	32.49
便所	平成8年3月31日		鉄筋コンクリート造	1	25.88	25.88
電気管理棟	平成9年8月5日		鉄筋コンクリート造	1	26.24	26.24
便所	平成8年3月31日		鉄筋コンクリート造	1	34.30	34.30
物置 (旧ボイラー室)	昭和50年2月28日		ブロック造	1	7.41	7.41
便所 (事務所横)	平成2年7月4日		鉄筋コンクリート造	1	37.70	37.70
第二艇庫	平成5年3月2日		鉄骨造	2	713.90	887.58
カヌー艇庫	昭和61年2月28日		鉄骨造	1	315.90	315.90
便所	平成20年3月14日		鉄筋コンクリート造	1	35.56	35.56
				計	2,953.14	4,244.31

戸田公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	管理事務所業務	受付事務(窓口対応、有料施設、行為許可の受付、利用料金徴収業務等) 鍵の管理(管理棟、第一艇庫、第二艇庫等) 園内巡回・遊具点検等
		園地管理業務 その1 公園除草 機械除草Ⅰ 肩掛式(除草・集草・積込・運搬) 南側伴走路水際線 890 m ² ×年4回 南側車道緑地帯堤防側 360 m ² ×年4回 自転車伴走路コース側 390 m ² ×年5回 自転車伴走路堤防側 180 m ² ×年5回 北側のり面 4,500 m ² ×年4回 伴走路 910 m ² ×年5回 管理道路沿い 390 m ² ×年1回 機械除草Ⅱ ハンドガイド+肩掛式(除草・集草・積込・運搬) 南側車道緑地帯ボート側 1,990 m ² ×年5回 南側車道緑地帯コース側 210 m ² ×年5回 南側のり面 7,090 m ² ×年5回 トラック運搬2t (11.2kmDIDあり) 24 台 人力除草(除草・集草・積込・運搬) スタンド前花壇 430 m ² ×年4回 植栽管理 低木剪定(寄植) 機械刈込 形状 1.5m未満 2,150 m ² ×年1回 高木剪定 (剪定・積込・運搬) 常緑広葉樹 130 本 落葉広葉樹 15 本 剪定枝等運搬(バッカー車 8m ³ 積) 24 台 花壇管理 草花植付(球根類) 人力除草(除草・集草・積込・運搬) スタンド前花壇 430 m ² ×年4回 カンナ(花卉別) 1,000株 400 m ² ×年1回 掘取 カンナ(花卉別) 1,000株 1 式
2	園地管理業務	園地管理業務 その2 スーパー堤防 機械除草Ⅱ 総合歩掛 ハンドガイド(除草・集草・積込・運搬) 北西斜面 1,510 m ² ×年4回 北東斜面 2,550 m ² ×年4回 東斜面 460 m ² ×年4回 道路・堤防間斜面 120 m ² ×年4回 南東平坦地(三角地帯) 340 m ² ×年4回 中央(園路内部) 6,560 m ² ×年3回 南西平坦地 120 m ² ×年3回 西斜面 1,730 m ² ×年4回 人力除草 総合歩掛 除草(人力)、集草、積込、運搬 北西斜面 低木・寄植部分 810 m ² ×年2回 北東斜面 低木・寄植部分 880 m ² ×年2回 東斜面 低木・寄植部分 30 m ² ×年2回 トラック運搬2t (11.2kmDIDあり) 17 台 植栽管理 低木剪定(寄植) 機械刈込 1.5m未満 北西斜面 810 m ² ×年1回 北東斜面 880 m ² ×年1回 東斜面 30 m ² ×年1回 芝生管理 芝生刈込 機械刈込 集草あり 中央(園路内部) 1,390 m ² ×年3回 中央(西) 110 m ² ×年3回 中央(北西) 240 m ² ×年3回 中央(北東) 320 m ² ×年3回 中央(東) 160 m ² ×年3回 【直営実施分】 公園除草 人力除草、機械除草 } 植栽管理 低木剪定、寄植剪定 } 170,000 m ² 通年 芝生管理 芝生刈込、施肥 } 花壇管理 草花植付 }

戸田公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
3	清掃業務	建物清掃（管理棟、第一艇庫、第二艇庫） 日常清掃（床掃き又はモップ拭き清掃、屑ゴミの処理、扉・窓の拭き清掃、衛生器具類の清掃、トレットペーパー・水石鹼補充等） 執務室 50㎡×週3日 共有スペース 292㎡×週3日 艇庫・合宿所 626㎡×隔週1日 管理棟1階大会本部室等 288㎡×週3日 管理棟2階会議室等 441㎡×週2日 トイレ 6箇所 35穴×週5日 定期清掃（床の洗浄・ワックス掛け、窓ガラス拭き、じゅうたんしみ抜き、照明器具清掃等） ガラス面 540㎡×年2回 床ワックス 1,273㎡×年3回 照明器具 447個×年1回 浴室・炊事場 年4回 園地清掃（掃き掃除、ゴミ収集・分別処理、便所清掃・ペーパー補充、水辺のゴミ処理、運動施設清掃等） 一般清掃 39,796㎡×週2回 トイレ 3箇所 32穴×週5回 塵芥運搬 週1回 薬液便所清掃、殺虫消毒、排水溝清掃 随時 【直営実施分】 日常清掃（掃き掃除、布団干し、拭き掃除） 合宿所（宿泊室、食堂、炊事場） 随時（退所時） 園地清掃（ゴミ収集・分別処理、水辺のゴミ処理） 一般清掃 随時
4	警備業務	建物及び園地内の年間夜間及び休所日昼間警備、来園車両の整理等。 ・夜間警備（午後5時から翌朝9時） 1人体制 308日 ・休所日警備（午前9時から翌朝9時） 1人体制 57日
5	水門点検業務	上・下水門2箇所の電気系統及び機械系統点検（年1回）
6	ボイラー点検業務	第二艇庫のボイラー本体・付属機器の点検、清掃（年1回）
7	受水槽等清掃業務	水道法に基づく受水槽の点検清掃及び水質検査（年1回）
8	消防用設備等保守点検業務	消防法に基づく消防用設備等の保守点検（年2回）
9	昇降機保守点検業務	管理棟エレベーター保守点検（フルメンテナンス契約、月1回）
10	防災施設維持管理業務	防災施設（発電機、井戸ポンプ、浄水機等）の点検（月1回計11回、精密点検1回）、水質検査（10項目、年1回）、耐震性貯水槽清掃（5年に1回 令和7年度実施予定）
11	建築物点検業務	建築基準法に基づく公共建築物及び建築設備の点検（第一艇庫、第二艇庫及び観覧席 令和8年度実施予定）

戸田公園 現状管理業務一覧

別紙3-3

	業務名	業務内容
12	下水道清掃業務	下水管の定期清掃（年1回）
13	放送設備保守点検業務	ボート大会で使用する放送設備一式の保守点検（年1回）

戸田公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予算)
管理 経費	人件費	34,784	31,221	32,330	34,436	33,952
	消耗品費	2,199	3,439	3,591	2,700	2,882
	修繕費	5,555	5,684	6,719	5,559	5,031
	光熱水費	4,138	5,247	4,762	5,212	6,824
	責任保険料	857	830	903	961	926
	手数料	4,992	5,463	5,588	5,956	9,866
	委託料	28,293	28,908	31,047	29,614	106,283
	租税公課	21	41	1	20	71
	その他	22,968	25,876	25,811	23,216	30,459
	合計	103,807	106,709	110,752	107,674	196,294

収入	委託料収入	104,189	103,826	104,019	103,879	187,083
	利用料金収入	2,613	3,613	4,791	4,538	4,673
	自主事業収入	2,900	3,262	3,810	4,293	4,538
	合計	109,702	110,701	112,620	112,710	196,294

管理費経費－収入	-5,895	-3,992	-1,868	-5,036	0
----------	--------	--------	--------	--------	---

※ 令和3年度から令和6年度は決算、令和7年度は当初予算の額を記載。

※ 令和7年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費及び燃料費等について、昨今のエネルギー価格高騰を見込んで1,828千円増額している。
この増額した指定管理料については、精算対象とし、光熱費及び燃料費等の支出実績を踏まえて、使用しなかった分は県へ返還することとしている。

※ 令和7年度(予算)の指定管理料のうち、水草対策費用として、79,641千円(税込)増額している。

この増額した指定管理料については、精算対象とし、支出実績を踏まえて、使用しなかった分は県へ返還することとしている。

※ 管理経費(人件費)及び収入(指定管理料)の内訳には、現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費は含まれていない。

令和7年度の現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費の概算金額は下記のとおり。

(令和3年度から令和6年度の県派遣職員の人数は令和7年度と大きく変更はない)

<令和7年度>

2,083,000円

戸田公園 主要設備機器一覧

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
管理棟	ガスヒートポンプ エアコンビル用マ ルチ	室外機 冷房能力45.0KW 暖房能力53.0KW	1	
		室内機 冷房能力9.0KW 暖房能力10.6KW	5	
	ガスヒートポンプ エアコンビル用マ ルチ	室外機 冷房能力56.0KW 暖房能力67.0KW	1	
		室内機 冷房能力9.0KW 暖房能力10.6KW	3	
		室内機 冷房能力4.5KW 暖房能力5.3KW	1	
		室内機 冷房能力11.2KW 暖房能力13.2KW	3	
	ヒートポンプエア コン	室外機 冷房能力7.1KW 暖房能力8.0KW	1	
		室内機 冷房能力7.1KW 暖房能力8.0KW	1	
	ヒートポンプエア コン	室外機 冷房能力4.5KW 暖房能力5.0KW	1	
		室内機 冷房能力4.5KW 暖房能力5.0KW	1	
	ヒートポンプエア コン	室外機 冷房能力2.8KW 暖房能力4.2KW	1	
		室内機 冷房能力2.8KW 暖房能力4.2KW	1	
	全熱交換機	200φ × 500m ² /h × 73%	10	
		150φ × 350m ² /h × 73%	1	
		150φ × 250m ² /h × 72%	3	
	天井換気扇	150φ × 550m ² /h × 30pa	7	
		150φ × 380m ² /h × 30pa	2	
		100φ × 160m ² /h × 30pa	2	
		100φ × 105m ² /h × 30pa	1	
	給気口	150φ 電動式	3	
ガス給湯器		4		
エレベーター	三菱機械室レス・エレベーター	1		
自動ドア	ナブコシステム株式会社	1		
消火器	ABC粉末消火器	10		

戸田公園 主要設備機器一覧

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
管理棟	自動火災報知設備	受信機 P型2級4/5回線 壁掛型	1	
		感知器 差動式 スポット型	22	
		感知器 定温式 スポット型	8	
		感知器 煙式 スポット型 光電式	6	
		地区音響装置	2	
		発信機	2	
		表示機	2	
	誘導灯設備	避難口 中型	8	
	非常放送設備	3/10回線 スピーカー25個	1	
	防排煙制御設備		1式	
	放送設備		1式	
太陽光発電設備	太陽電池容量 20kW	1式		
漕艇場	水門	鋼製ローラーゲート 電動ラック式	2	
	船台	20.1 × 3.7m 1台 24.4 × 5.5m 1台	2	
	ステイクボード	17m × 2.4m	6	
屋外施設	受水槽	FRP製 2m ²	1	
	給水ポンプ	自吸型ポンプ 吐出量20~50m ³ /h 揚程23~12.5m 出力0.4KW 口径40mm	1	
第一艇庫	ガスヒートポンプ エアコンビル用マルチ	室外機 冷房能力71.0KW 暖房能力80.0KW	1	
		室内機 冷房能力5.6KW 暖房能力6.3KW	1	
		室内機 冷房能力7.1KW 暖房能力8.0KW	1	
		室内機 冷房能力9.0KW 暖房能力10.0KW	1	
	ガス給湯器		4	
	消火器	ABC粉末消火器	13	

戸田公園 主要設備機器一覧

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
第一艇庫	自動火災報知設備	受信機 P型1級5/10回線 壁掛型	1	
		感知器 差動式 スポット型	16	
		感知器 定温式 スポット型	17	
		感知器 煙式 スポット型 光電式	25	
		地区音響装置	4	
		発信機	4	
	避難はしご	4.6m 巻尺A (格納式)	1	
	誘導灯設備	避難口 小型	9	
		避難口 中型	6	
		通路 小型	4	
防排煙制御設備		1		
ガス漏れ火災警報設備		1		
第二艇庫	ボイラー	温水ボイラー 灯油焚 出力215,000Kcal/H 燃料消費量29L/H	1	
	オイルタンク	灯油 490L	1	屋外設置
	受水槽	FRP製 1.1m ³	1	
	給水ポンプ	自吸型ポンプ 吐出量0.75~0.25m ³ /h 揚程 34~24m 出力1.5Kw 口径40mm	2	
	昇降機	チェンブロック式 250kg 8.5/2.8m/min	1	
	消防用設備	ABC粉末消火器	8	
	自動火災報知設備	受信機 P型2級5/5回線 壁掛型	1	
		感知器 差動式 スポット型	16	
		感知器 定温式 スポット型	2	
		感知器 煙式 スポット型 光電式	12	
地区音響装置		2		
発信機		2		

戸田公園 主要設備機器一覧

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
第二艇庫	誘導灯設備	通路標識板	1	
防災施設	非常災害用井戸	井戸口径 200mm、深さ130m 井戸ポンプ 口径50mm、揚水量0.2m ³ /min	1	
	井戸用発電機	200V、20kVA、軽油使用	1	
	耐震性貯水槽	鋼板製、100m ³	2	
		鋼板製、40m ³	1	
	浄水装置等	浄水器、圧力タンク、滅菌器	1	
	防災用発電機	定格出力85kVA、200V	1	1997年製
	オイルタンク	軽油 950L	1	屋内設置
照明設備	分電盤	屋外自立型	1	
	トンネル照明	FHF32	22	
		NHT220-L	18	
		NHT180-L	30	
		NHT110-L	8	
	道路照明	NHT110-LS	5	
	歩道照明	NHT110F-LS	9	
園内照明	タイマー制御：62基 自動点灯：19基 (計81基中ソーラー式：6基)	81		

戸田公園 有料施設利用状況

月別	日数	漕艇場										集会室										宿泊所		
		一般					学生・団体					一般					学生					金額	件数	金額
		一日	半日	一日	半日	計	金額	件	一日	半日	計	金額	件	一日	半日	計	金額	件	金額	件	金額			
R6.4	30	0	0	4	7	11	66,670	0	1	3	0	13	8	4	17	46	119,240	19	180,750	366,660				
5	31	0	0	10	0	10	43,140	2	0	1	0	14	7	1	15	40	121,170	16	146,540	310,850				
6	30	0	0	6	1	7	17,640	1	3	1	1	9	5	3	8	31	44,650	21	111,980	174,270				
7	31	1	1	3	2	7	31,380	1	3	0	2	7	3	2	7	25	53,180	14	367,730	452,290				
8	31	1	0	4	1	6	43,170	0	2	2	1	4	3	7	5	24	61,870	20	559,980	665,020				
9	30	0	1	8	1	10	60,810	1	1	0	1	12	4	0	12	31	137,620	24	347,410	545,840				
10	31	4	0	7	0	11	106,040	5	5	0	7	9	0	2	7	35	193,910	6	226,930	526,880				
11	30	4	0	3	1	8	49,040	4	0	2	6	4	1	1	5	23	85,890	1	21,340	156,270				
12	28	0	1	2	2	5	9,800	1	1	1	0	5	3	0	8	19	31,820	0	0	41,620				
R7.1	28	0	0	4	1	5	35,320	0	1	0	1	6	1	5	4	18	24,170	0	0	59,490				
2	28	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	2	7	5	1	20	29,660	0	0	29,660				
3	31	0	0	4	1	5	27,460	0	2	6	0	8	7	7	6	36	51,790	0	0	79,250				
合計	359	10	3	55	17	85	490,470	18	20	17	19	93	49	37	95	348	954,970	121	1,962,660	3,408,100				

戸 田 公 園 設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間(年)
設置	栈橋	園内	40㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
設置	栈橋	園内	89㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
設置	栈橋	園内	46. 6㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
設置	栈橋	園内	57. 54㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
設置	栈橋	園内	87. 4㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
設置	栈橋	園内	40㎡	R7. 4. 1	R17. 3. 31	10
設置	栈橋	園内	44㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
設置	ボートリフト	園内	125. 93㎡	H28. 4. 1	R8. 3. 31	10
設置	戸田公園大橋	園内	1, 520. 6㎡	H28. 4. 1	R8. 3. 31	10
設置	東観覧棟前広場	園内	4, 485㎡	R6. 4. 1	R11. 3. 31	5
設置	桜つつみ	園内	3, 879㎡	R6. 4. 1	R16. 3. 31	10
設置	栈橋	園内	112. 66㎡	R7. 4. 1	R17. 3. 31	10
設置	倉庫	園内	15㎡	R7. 4. 1	R17. 3. 31	10
設置	歩道	園内	4. 4㎡	R5. 4. 1	R15. 3. 31	10
設置	栈橋	園内	68㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
設置	自動販売機	園内	16㎡	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5
設置	バス停	園内	0. 2204㎡	H28. 4. 1	R8. 3. 31	10
設置	栈橋	園内	24㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
設置	栈橋	園内	10㎡	R6. 4. 1	R8. 3. 31	2
設置	栈橋	園内	36㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
設置	ボートコース回転灯	園内	ボートコース回転灯	R6. 4. 1	R11. 3. 31	5
設置	製氷機	園内	0. 18㎡	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5
設置	ボート競技中継システム	園内	ボート競技中継システム	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5
設置	栈橋	園内	16㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
設置	栈橋	園内	28㎡	R7. 4. 1	R17. 3. 31	10
設置	発艇信号ケーブル	園内	一式	R4. 7. 22	R9. 3. 31	5
設置	階段	園内	階段(アルミ、擬木)	R6. 4. 1	R16. 3. 31	10
設置	コインロッカー	園内	1台	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5
設置	栈橋	園内	63㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
設置	艇庫	園内	481. 87㎡	R3. 4. 1	R13. 3. 31	10
設置	シェアサイクルポート	園内	1基	R7. 4. 1	R12. 3. 31	5
占用	ガス管	園内	口径 100mm (9. 075㎡)	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
占用	ガス管	園内	口径 80mm (6. 675㎡)	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3

戸 田 公 園 設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間(年)
占 用	ガス管	園内	62.108㎡	H30. 4. 1	R10. 3. 31	10
占 用	ガス管	園内	13. 9㎡	R5. 4. 1	R15. 3. 31	10
占 用	雨水排水管	園内	1. 91㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
占 用	排水管	園内	97. 64㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
占 用	水道管	園内	15. 2㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
占 用	電柱、支線、支柱、支線柱、電話ケーブル	園内	電柱4本、支線7本、支柱	H29. 4. 1	R9. 3. 31	10
占 用	雨水排水管	園内	1. 88㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
占 用	雨水排水管	園内	1. 213㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
占 用	雨水排水管	園内	1. 0075㎡	R7. 4. 1	R12. 3. 31	5
占 用	地下送電線	園内	92. 9m	H28. 4. 1	R8. 3. 31	10
占 用	支線柱・支線	園内	支線柱1本・支線1本	H29. 4. 1	R9. 3. 31	10
占 用	電柱、電線	園内	電柱39本、電線5, 270m	H28. 4. 1	R8. 3. 31	10
占 用	地下送電線用管	園内	185. 664㎡	H31. 4. 1	R11. 3. 31	10
占 用	送電線、鉄塔、引込柱	園内	送電線751. 35m他	H30. 4. 1	R10. 3. 31	10
占 用	総合確定塔(大型映像装置)	園内	66. 625㎡	H29. 4. 1	R9. 3. 31	10
占 用	勝舟投票総合表示盤	園内	109. 2㎡	R3. 4. 1	R13. 3. 31	10
占 用	大型映像装置	園内	55. 250㎡	H31. 4. 1	R11. 3. 31	10
占 用	電話線(埋設)	園内	613m	H28. 4. 1	R8. 3. 31	10
占 用	標識	園内	0. 36㎡	H31. 4. 1	R11. 3. 31	10
占 用	雨水排水管路	園内	1. 4025㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
占 用	雨水排水管路	園内	1. 0425㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
占 用	雨水排水管	園内	1. 563㎡	R6. 4. 1	R9. 3. 31	3
占 用	雨水排水管	園内	1. 98㎡	R7. 4. 1	R12. 3. 31	5
占 用	警備員詰所・用具倉庫	園内	4. 49㎡	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3
占 用	公共下水道管	園内	162. 6㎡	H29. 4. 1	R9. 3. 31	10
占 用	下水道管	園内	1. 5㎡	R2. 4. 1	R12. 3. 31	10
占 用	雨水排水管	園内	1. 68㎡	R7. 4. 1	R12. 3. 31	5
占 用	避難場所表示板	園内	0. 58㎡	H29. 4. 1	R9. 3. 31	10
占 用	水道管	園内	0. 6㎡	H30. 4. 1	R10. 3. 31	10

戸 田 公 園 設置・占用・行為許可一覧

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	埼玉県ボート協会事務所	第二艇庫		R6.4.1	R7.3.31	1年
行為	テレビ番組撮影	園内		R6.4.12		1日
行為	テレビ番組撮影	園内		R6.4.15		1日
行為	テレビ番組撮影	園内		R6.4.24		1日
行為	埼玉県防災航空隊との水難救助連携訓練	園内		R6.5.24		1日
行為	カタログスチール撮影	園内		R6.6.27		1日
行為	新モーター公式航走タイム測定	園内		R6.7.29		1日
行為	写真集撮影	園内		R6.8.29		1日
行為	第51回全日本大学選手権大会	園内		R6.9.2	R6.9.8	7日
行為	第51回全日本大学選手権大会	園内		R6.9.3	R6.9.8	6日
行為	CDジャケット写真撮影	園内		R6.9.16		1日
行為	模擬レース映像システム改修に伴う模擬レース	園内		R6.9.20		1日
行為	アニメーションイベント撮影	園内		R6.9.22		1日
行為	模擬レース映像システム改修に伴う模擬レース	園内		R6.9.27		1日
行為	雑誌スチール撮影	園内		R6.9.27		1日
行為	WEBシネマ撮影	園内		R6.10.1		1日
行為	民間企業競漕会	園内		R6.10.12		1日
行為	民間企業競漕会	園内		R6.10.12		1日
行為	全日本新人ローイング選手権大会開催中に用具修理用のテント設置	園内		R6.10.17	R6.10.20	4日
行為	民間企業競漕会でのケータリング出店	園内		R6.11.4		1日
行為	カタログスチール撮影	園内		R6.12.5		1日
行為	ドキュメンタリー映像撮影	園内		R6.12.13		1日
行為	音楽ライブ背景映像撮影	園内		R7.1.29		1日
行為	映画撮影	園内		R7.3.27		1日
行為	選手コンディショニングケア	園内		R7.3.29	R7.3.30	2日

戸田公園 貸与可能備品一覧

別紙9

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	冷蔵庫	日立 R-Z370	1	平成21年度
2	会議用机	イトーキ DTV-242S-15	2	平成16年度
3	ワイヤレスアンプ	パナソニック WX-282C	1	平成15年度
4	簡易組立トイレ		1	平成18年度
5	物置	イナバ NX-30S (スタンダード)	1	平成22年度
6	ベンチ	幅1.6m	1	平成26年度
7	AED	日本光電工業(株) AED-3100	1	令和5年度
8	冷蔵庫	パナソニック NR-E412V-N	2	平成28年度
9	ウォータークーラー	日立 RW-225PD	1	平成28年度
10	Honda 発電機	EU16i	1	平成29年度
11	冷蔵庫	パナソニック NR-E459PX-W	1	令和5年度
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

利用料金等の設定（戸田公園）

(1) 利用料金

ア 施設利用

施設名	現行料金(円)
漕艇場 2,000m	一般 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 7,850円 1日 15,720円 学生 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 3,920円 1日 7,850円
漕艇場 1,000m	一般 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 3,920円 1日 7,850円 学生 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 1,960円 1日 3,920円
第一艇庫 201, 202, 205号室	一般 2時間以内 470円 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 940円 1日 1,880円 1泊 13:00～翌日10:00 1,470円/人 学生 2時間以内 230円 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 470円 1日 940円 1泊 13:00～翌日10:00 730円/人

<p>第一艇庫 203, 204号室</p>	<p>一般 2時間以内 620円 半日 8:30~12:30 13:00~17:00 1,250円 1日 2,520円 1泊 13:00~翌日10:00 1,470円/人</p> <p>学生 2時間以内 310円 半日 8:30~12:30 13:00~17:00 620円 1日 1,250円 1泊 13:00~翌日10:00 730円/人</p>
<p>第一艇庫 206号室</p>	<p>一般 2時間以内 1,880円 半日 8:30~12:30 13:00~17:00 3,770円 1日 7,550円 1泊 13:00~翌日10:00 1,470円/人</p> <p>学生 2時間以内 940円 半日 8:30~12:30 13:00~17:00 1,880円 1日 3,770円 1泊 13:00~翌日10:00 730円/人</p>
<p>第一艇庫 207号室</p>	<p>一般 2時間以内 940円 半日 8:30~12:30 13:00~17:00 1,880円 1日 3,770円</p> <p>学生 2時間以内 470円 半日 8:30~12:30 13:00~17:00 940円</p>

	<p>1日 1,880円</p> <p>※合宿に付随した利用の場合は無料</p>
<p>第二艇庫 ミーティングルーム</p>	<p>一般</p> <p>2時間以内 520円</p> <p>半日 8:30～12:30 13:00～17:00 1,050円</p> <p>1日 2,100円</p> <p>6:30～8:30又は17:00～20:30の間</p> <p>1時間 250円</p> <p>学生 2時間以内 250円</p> <p>半日 8:30～12:30 13:00～17:00 520円</p> <p>1日 1,050円</p> <p>6:30～8:30又は17:00～20:30の間</p> <p>1時間 120円</p>
<p>管理棟 大会本部 C～D</p>	<p>一般</p> <p>2時間以内 470円</p> <p>半日 8:30～12:30 13:00～17:00 940円</p> <p>1日 1,870円</p> <p>6:30～8:30又は17:00～20:30の間</p> <p>1時間 230円</p> <p>学生</p> <p>2時間以内 230円</p> <p>半日 8:30～12:30 13:00～17:00 470円</p> <p>1日 940円</p> <p>6:30～8:30又は17:00～20:30の間</p> <p>1時間 110円</p>
<p>管理棟 大会本部A</p>	<p>一般</p> <p>2時間以内 940円</p> <p>半日 8:30～12:30 13:00～17:00 1,870円</p> <p>1日 3,760円</p> <p>6:30～8:30又は17:00～20:30の間</p> <p>1時間 470円</p>

	学生 2時間以内(学生) 470円 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 940円 1日 1,870円 6:30～8:30又は17:00～20:30の間 1時間(学生) 230円
管理棟 会議室 A～E	一般 2時間以内 520円 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 1,050円 1日 2,100円 6:30～8:30又は17:00～20:30の間 1時間 250円 学生 2時間以内 250円 半日 8:30～12:30 13:00～17:00 520円 1日 1,050円 6:30～8:30又は17:00～20:30の間 1時間(学生) 120円

- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合、は無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催及び後援する事業の場合、一般の金額の半額とする。
- * ボート協会、カヌー協会が実施する事業の場合は、一般の金額の半額とする。
- * 地元市町村が運営する実行委員会主催事業については、無料とする。
- * 「学生」とは、小学生、中学生、高校生及び大学生をいう。
- * 学校教育法にいう学校、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、学生料金を適用する。
- * 上記により算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

- * 行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算するものとする。
- * 行為に要する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- * 表の行為は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催及び後援する事業の場合は、表の金額の半額とする。
- * 学校教育法にいう学校、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、表の金額の半額とする。
- * ボート協会、カヌー協会が実施する事業の場合は、表の金額の半額とする。
- * 地元市町村が運営する実行委員会主催事業については無料とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110（現行108）を乗じて得た額とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。
- * 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は、0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

施設名	現行料金 (円)
用具貸出 本部拡声器	半日 8:30~12:30 13:00~17:00 1,860円
	1日 8:30~17:00 3,740円
用具貸出 発艇拡声器	半日 8:30~12:30 13:00~17:00 4,620円
	1日 8:30~17:00 9,260円
用具貸出 インターホン	半日 8:30~12:30 13:00~17:00 2,750円
	1日 8:30~17:00 5,500円
ケータリング	250円~
自動販売機	110円~

戸田公園利用者アンケート結果

【問1-1】あなたの年齢を教えてください。



回答数 84

【問1-2】あなたの性別を教えてください。



回答数 84

【問1-3】あなたの職業について教えてください。



回答数 84

【問1-4】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市(西区)	1	春日部市	0	三郷市	0	横瀬町	0
さいたま市(北区)	1	狭山市	0	蓮田市	1	皆野町	0
さいたま市(大宮区)	3	羽生市	0	坂戸市	0	長瀬町	0
さいたま市(見沼区)	1	鴻巣市	0	幸手市	0	小鹿野町	0
さいたま市(中央区)	1	深谷市	1	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0
さいたま市(桜区)	3	上尾市	3	日高市	0	美里町	0
さいたま市(浦和区)	5	草加市	0	吉川市	0	神川町	0
さいたま市(南区)	7	越谷市	1	ふじみ野市	0	上里町	0
さいたま市(緑区)	0	蕨市	3	白岡市	0	寄居町	0
さいたま市(岩槻区)	1	戸田市	37	伊奈町	1	宮代町	0
川越市	1	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	0
熊谷市	1	朝霞市	0	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	4	志木市	0	越生町	0	★県外(群馬県)	0
行田市	0	和光市	0	滑川町	0	★県外(栃木県)	0
秩父市	0	新座市	0	嵐山町	0	★県外(茨城県)	0
所沢市	0	桶川市	1	小川町	0	★県外(千葉県)	0
飯能市	0	久喜市	1	川島町	0	★県外(東京都)	6
加須市	0	北本市	0	吉見町	0	★県外(その他)	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0		
東松山市	0	富士見市	0	ときがわ町	0		

【問2-2】その公園の利用頻度を教えてください。



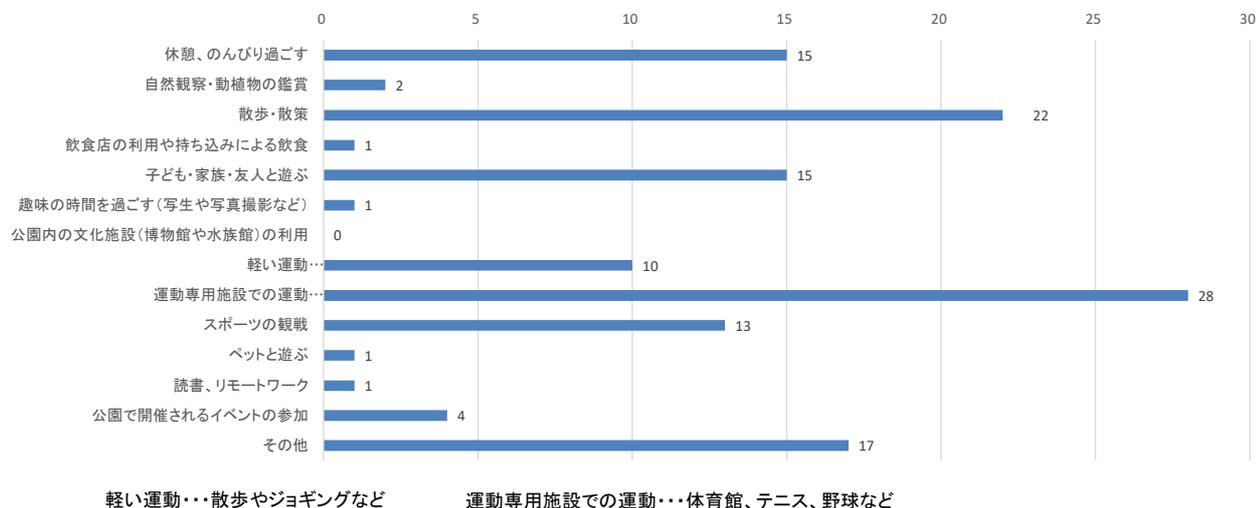
回答数 84

【問2-3】その公園への交通手段を教えてください。

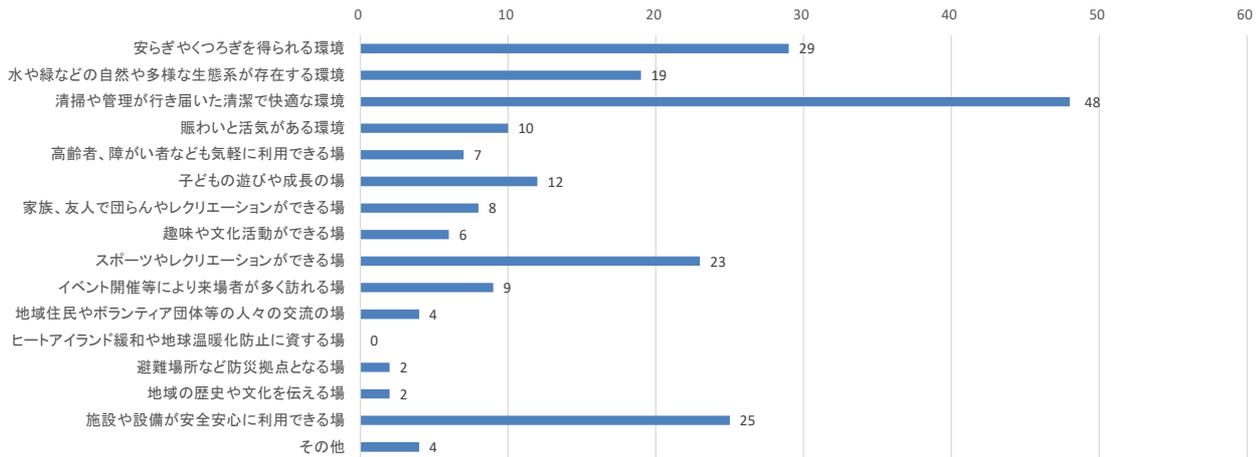


回答数 84

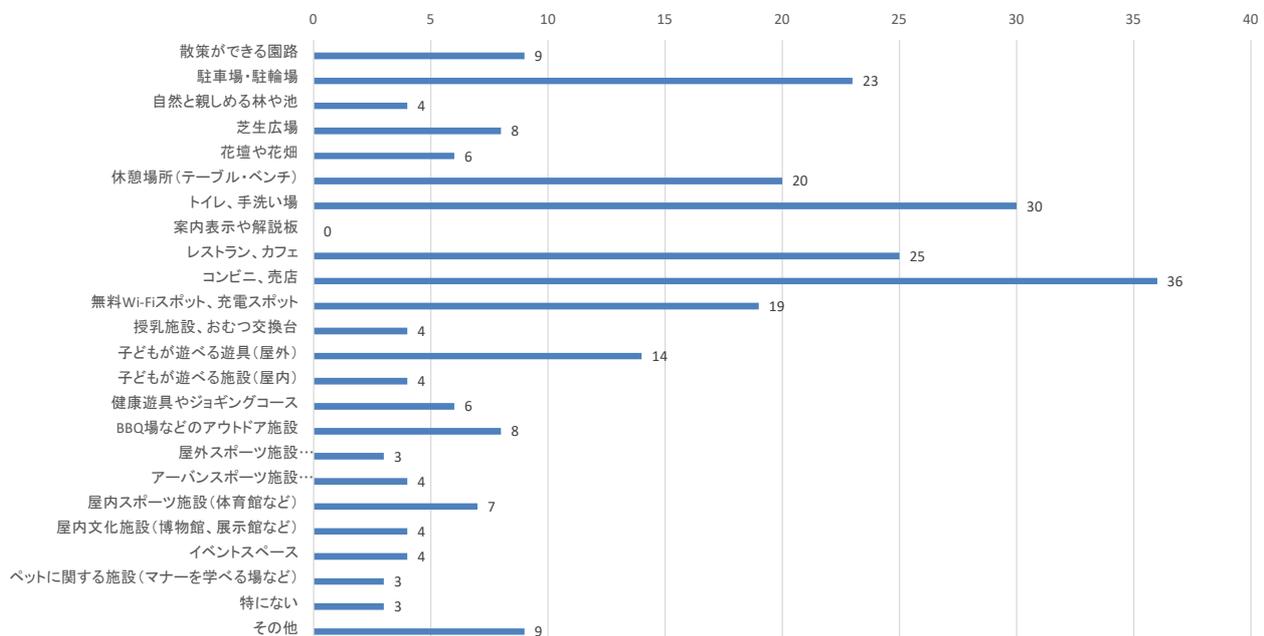
【問2-4】その公園の利用目的について教えてください。



【問2-5】その公園で残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問2-6】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設...テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設...スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問2-7】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- 競艇場を眺めながらのサイクリングが最適な場所ですが、サイクリングロードがないために、観光資源として活かしきれてない印象がある。(40代・男性)
- 更衣室が狭く、時間帯によっては身動きが取りづらいほど人が多くなるため、涼しくて休める場所をもっと増やして欲しい。(10代・女性)
- 戸田公園の第一艇庫に防犯カメラをつけて欲しい。下駄箱を設置して欲しい。(10代・女性)
- トイレについて。古い、暗い印象がある。ドアが外開きのため、閉まっている状態で、空いている空いてないが分かりにくい。(60代・女性)
- 静かな水辺で夕日の名所など、多くの人が訪れてみたいくなるような宣伝、広報がされるとよいと思います。(50代・男性)
- 自治体の維持管理上の観点だけでなく、地域の魅力を高め、「人々が利用したくなる」ような民間視点の運営方法が求められる。(30代・男性)
- 食べ物を売っている場所がなく、子供と行ってもカフェがないため、最近行かなくなりました。いい場所なのに残念。(40代・女性)

指定管理業務に関する特記仕様書（戸田公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添1の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業等に使用する場合、又は共催する事業等に使用する場合は減額又は免除することができる。

ただし、電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合、又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は別途実費相当額を徴収することができる。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。なお、競艇開催による使用料は、県に帰属し、指定管理者の収入とはならない。
- 4 樹木の老朽化について

公園内の樹木の老朽化に伴い、適正な維持管理を行っていくため、県が管理する樹木診断結果等に基づき県と調整の上、適切に管理を行うこと。

また、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見に努め、除去を行うとともに、台風等による倒木については、速やかに除去すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように地元ボランティア団体等と連携し、公園管理を

行うよう努めること。

7-1 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) 社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同基準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
- (3) 点検の結果、修繕等の対策を要する場合は速やかに対応すること。

7-2 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たすように保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」への出席に配慮すること。

7-3 防災等に関する訓練に協力すること。

戸田公園は戸田市の地域防災計画で避難場所として指定されており、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）第148条第1項に規定する避難施設として指定されている。戸田市が実施する防災訓練に公園を管理する者として参加及び協力すること。

7-4 漕艇場の水位調整業務を行うこと。

- (1) 漕艇競技及び競艇事業のための水位調整を、漕艇競技及び競艇事業に支障がないよう行うこと。
- (2) 漕艇場の管理上の水位調整のほかに、大雨等が予想される場合は、河川管理者の指示により水位調整を行うこと。

7-5 旅館業法の許可について

第一艇庫の合宿施設運営にあたっては、簡易宿泊所として管轄保健所から許可を取得すること。

7-6 漕艇場の水草対策について

- (1) 漕艇場で繁茂する水草について次を基本に除去・処分すること。
 - ア 0~500mエリア
潜水による除根 3回/年（1回当たり潜水員6人、7日程度）
 - イ 500~2,500mエリア
刈取船による刈取り 4回/年（1回当たり刈取船2隻、10日間程度）
水草は水面から60cm以上の位置で刈取り、競技に支障がないようにすること
 - ウ 上記の作業、日程設定に当たっては、県や利用者団体、戸田市等で構成される戸田公園水草対策協議会（以下「対策協議会」という。）での検討を踏まえること。なお、対策協議会の運営については、会場や資料の提供等県に協力すること。
- (2) ボランティア等が除去した水草については、指定管理者が廃棄処分すること。
- (3) 県との役割分担、費用対効果や課題などについての検討を踏まえ、新たな水草除去対策の提案をすること。

- (4) 指定管理者が立案する事業計画を上回る水草対策を実施しなければならなくなった場合は、予め県と協議すること。
- (5) 令和7年度は、水草対策費用として、79,641千円(税込)を指定管理料に上乘せしている。次期指定管理期間における収支計画には、この金額と同額を収入及び支出に計上すること。なお、この金額は水草対策事業に充てた費用を除いて精算対象としている。

7-7 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えているクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書(案)別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

8 ネーミングライツの導入について

県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

ネーミングライツの導入に伴う対応については、指定管理者は県に誠意をもって協力すること。

9 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

別添 1

戸田公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。
廃棄物の処理および清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の2	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	○	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	○	受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	/	
電気事業法	電気工作物の巡視・点検	電気事業法第42条	○	保安規程に基づく

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物の処理	廃棄物の処理および清掃に関する法律第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第 1 のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐圧試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐圧試験			○
内部点検			○		
計器用変成器	外観点検	○	○		
	接地線接続部の点検		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	接地線接続部の点検		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	シーケンス試験		○		
	端子配線符号		○		
計器の較正		○			
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注 1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注 2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備（第二受電設備以降も含む）	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の校正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
無断掘削点検		○	○		
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
	その他の機器	絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解			○
				排ガス測定		○	
				内燃機関の分解			○
			ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分点検			○
		オーバーホール				○	
		ガス圧縮機	外観点検	○	○		
			保安装置		○		
			カップリング		○		
			オイルポンプ		○		
			スクリー圧縮機分解点検			○	
		補機類	外観点検	○	○		
			振動・異音・異臭等	○	○		
			駆動機シリンダ部グリース補給		○		
			リミットスイッチ動作位置		○		
			軸受部開放点検			○	
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○		
			異音、振動、漏れ等	○	○		
			ベルトの点検、調整		○		
			総合分解点検			○	
		純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○	
			計器点検	○	○		
			純粋タンク水位、流量	○	○		
			カートリッジ純水器再生	○	○		
			総合システム点検		○		
		始動用空気圧縮機	純水加压ポンプの分解点検			○	
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○		
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○		
			安全弁の作動	○	○		
			潤滑油交換		○		
			ベルトの点検、調整		○		
			ピストン、シリンダーの分解点検			○	
		発電機関係	外観点検	○	○		
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
			制御装置点検		○	○	
接地線接続部の点検			○				
内部点検				○			
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○				
保護継電器の動作試験			○				
蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ			
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
			始動試験	○	○		
			機関主要部分の分解		○	○	
			排ガス測定		○		
			内燃機関の分解			○	

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分解点検			○
				オーバーホール			○
			ガス圧縮機	外観点検	○	○	
				保安装置		○	
				カップリング		○	
				オイルポンプ		○	
				スクリー圧縮機分解点検			○
			補機類	外観点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
		駆動機シリンダ部グリース補給			○		
		リミットスイッチ動作位置			○		
		軸受部開放点検				○	
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○		
			異音、振動、漏れ等	○	○		
			ベルトの点検、調整		○		
			総合分解点検			○	
		純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○	
			計器点検	○	○		
			純粋タンク水位、流量	○	○		
			カートリッジ純水器再生	○	○		
			総合システム点検		○		
		始動用空気圧縮機	純水加圧ポンプの分解点検			○	
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○		
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○		
			安全弁の作動	○	○		
			潤滑油交換		○		
			ベルトの点検、調整		○		
			ピストン、シリンダーの分解点検			○	
		配電盤	外観点検	○	○		
			機器損傷の有無	○	○		
			埃等の侵入防止、清掃	○	○		
			端子台、コネクタ等	○	○		
			操作、切換開閉器の動作試験		○		
			締付けねじの増締め		○		
			ヒューズ類の点検		○		
			盤内取付器具の加熱変色、損傷		○		
			盤内、外面の清掃		○		
			自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○		
			その他配電設備と同じ		○		
絶縁抵抗測定			○				
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○			
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○				
	グリースの劣化・漏れ等		○				
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○				
	内部分解点検			○			
	軸受の点検、交換			○			
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○				
保護継電器の動作試験		○					
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。			

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
			保護継電器の動作試験		○	
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○	
			タイヤ	○	○	
			エンジン関係	○	○	
	燃料		○	○		
	ライト、ウインカー		○	○		
	その他		○	○		
	排ガス測定			○		
	太陽光発電設備	太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
		インバータ	外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
	絶縁抵抗測定			○		
	系統連係保護装置	保護機能試験		○		
		外観点検	○	○		
		接地線接続部	○	○		
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
接地設備	保護継電器の動作試験		○			
	接地抵抗測定		○			
風力発電設備	風車	外観点検	○	○		
		尾翼ダンパー点検、交換				
		ブレード点検、交換			○	
	タワー	外観点検	○	○		
		ウィンチ点検		○		
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
		オーバーホール			○	
インバータ	絶縁抵抗測定		○			
インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1－2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	インターロック試験		○
		外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	温度測定		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注 1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。